

# 身体障害者手帳に係るQ & A

- Q 1** 申請して手帳が交付されるまで、どのくらいの期間がかかりますか？  
申請から交付までの処理期間は、申請の内容に問題がなければ、1か月半程度で交付されます。紛失・破損による再交付の場合は、1～2週間程度です。
- Q 2** 身体障害者手帳に再認定日が記載されていますが、この意味は何ですか？  
手術やリハビリによって障がいの程度が変化したり、子どもの場合に、発育・発達によって変化が見込まれるなど、障がいの程度に変化が予想される場合は再認定を受ける必要があります。※再認定は、一定期間が経過した時点での状態を正しく評価し、手帳記載の等級が適切であるかを審査するためのものですので、必ず受けてください。再認定を受けないまま、手帳を持ち続けることはできません。
- Q 3** 高次脳機能障がいと診断されましたが、身体障害者手帳の交付は受けられますか？  
身体障がいを伴わない場合は、身体障害者手帳の対象とはなりません。高次脳機能障がいは、精神障害者保健福祉手帳の対象となる場合があるので、市町村窓口又は県精神保健福祉センター（電話 0985-27-5663）へ御相談ください。
- Q 4** 「認知症」で身体障害者手帳は交付されるのでしょうか？  
アルツハイマー病などの認知症では交付されません。精神機能の衰えによって起こる日常生活動作の低下は、身体障がいとは認められないためです。
- Q 5** 手帳の等級の下に書いてある「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」第〇種とは何ですか？  
JRなどの公共交通機関の運賃、航空旅客運賃等の割引を受けるための基準です。JRでは、1種は介護者同伴で利用する場合、本人・介護者共に運賃の割引をしています。（ただし、本人が単独で割引普通乗車券を利用する場合、片道100km超などの条件があります。）それぞれ取扱いが異なりますので、詳しくは各交通機関へお問い合わせください。
- Q 6** 肢体不自由で7級に該当すると診断されたのですが、手帳が交付されませんでした。  
7級の障がいは、1つのみでは身体障害者福祉法の対象となりませんが、7級の障がいと2つ以上重複する場合または7級の障がいと6級以上の障がいと重複する場合は法の対象となります。
- Q 7** ペースメーカー植込みをする予定です。障がい1級と認定されますか？  
平成26年4月1日に基準が改定され、ペースメーカーへの依存度や植込み後の身体活動能力に応じて等級の認定を行います。ペースメーカー植込み、すなわち1級とはなりません。体内植込み型除細動器（ICD）も同様です。
- Q 8** 現在、じん臓機能障がい3級ですが、人工透析となりました。1級認定になりますか？  
じん臓機能障がいの認定は、じん臓機能を基本として日常生活の制限程度、臨床治療の状況によって行います。人工透析すなわち1級とはなりません。

※詳しくはホームページをご覧ください。  
※宮崎市内にお住まいの方は、  
宮崎市障がい福祉課（電話 0985-21-1772）が担当窓口  
になりますのでそちらへご相談ください。



re habilis

令和2年9月発行 Vol.20

# ハビリス

宮崎県身体障害者相談センター  
（高次脳機能障がい総合相談・支援拠点機関）  
〒880-0032 宮崎市霧島1丁目1-2  
TEL：(0985)29-2556（代）  
FAX：(0985)31-3553  
<https://www.shinsyocenter-miyazaki.com>

ハビリスの名は、リハビリテーションの語源である、ラテン語の、re（再び）+habilis（適した、ふさわしい）+ation（状態にする）から採ったものです。

## 目次

- 「ヘルプマーク」について
- 「高次脳機能障がい」の相談窓口・家族会・講演等のお知らせ
- 身体障害者手帳に関するQ（質問）& A（回答）

## ご存じですか？「ヘルプマーク」

ヘルプマークは、外見からは障がいがあることが分からない方（例えば義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など）が、周囲に知らせることで援助を得やすくなるよう作成されたマークです。

### ヘルプマークを身につけている人を見かけたら

電車・バスの中で席を譲ったり、困っている様子であれば声をかけるなどの配慮をお願いします。

また、災害時には安全に避難するための支援をお願いします。



### ヘルプマークの交付手続き等

交付対象者：義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など外見から分からなくても、援助や配慮を必要としている方

交付窓口：県障がい福祉課  
各市町村障がい福祉主管課

交付手続：対象者からの申請を受けて窓口で交付



## 高次脳機能障がい「相談窓口」から

高次脳機能障がいとは、脳の病気やケガが原因で脳が損傷したことにより、記憶・注意・思考・学習などの働きに障がいが生じ、生活に支障を来している状態を言います。体の障がいとは異なり外見から理解されにくいことから「見えない障がい」とも言われています。

脳血管障害・脳炎・脳腫瘍などの脳の病気や交通事故・転落事故などの後から、以前との違いや以下のような症状で困っておられますか？

- ◆ **新しいことが覚えられない** 何度も同じ事を繰り返し聞くようになった
- ◆ **何かするとミスが多かったり 集中力が低下した**
- ◆ **仕事を手順どおりにできない** 指示がなければ行動できなくなった
- ◆ **ちょっとしたことで怒ったり** 無制限に食べたりお金を使ったりする
- ◆ **普通にできていたことが上手くできなくなった** など・・・

※当センターでは、高次脳機能障がいに関するご相談を電話・メール・面接(予約)でお受けしています。昨年度は、診断や治療等に関する事、支援方法、葛藤、社会参加、制度関連、就労上の問題など約200件の相談がありました。お気軽にご連絡ください。



### 面接相談

火曜日 午前9時30分～ 12時  
水曜日 午前9時30分～ 午後3時

### 電話相談

☎0985-29-2556  
月曜日～金曜日(祝日・年末年始は除く)

### 電子メール

shintaisogaisa-sodan-c@pref.miyazaki.lg.jp

## 高次脳機能障がい家族会「あかり」のご紹介

高次脳機能障がいは、「見えない障がい」であることから、社会生活の中で色々な困難が生じても、周りから理解してもらえないことが多くあります。

家族会は、当事者の方やご家族同士が交流して、悩みを語りあい情報を交換しあって学びあう場となっています。

定例会	毎月 第3土曜日 午後
連絡先	☎090-6421-1192
E-mail	akari.kazokukai@ymobile.ne.jp

※時間や場所は確認の上ご参加ください。

## 高次脳機能障がいに関する講演会のお知らせ

日時：10月11日(日) 午後1時～4時30分  
場所：宮崎県総合保健センター5階 大研修室(宮崎市霧島1-1-2)

1. **高次脳機能障害の方を理解する～神経心理学的アセスメントの基礎知識～**  
講師：中央大学講師 公認心理師 臨床心理士 山口加代子 氏
2. **高次脳機能障害と自動車運転について**  
講師：株式会社オフアサポート IT事業部兼経営企画広報室  
プロジェクトマネージャー 中原 孝博 氏
3. **高次脳機能障害と障害年金**  
講師：宮川社会保険労務士・行政書士事務所  
特定社会保険労務士 宮川 泰子 氏
4. **高次脳機能障害～法に見る直近の支援制度～**  
講師：身体障害者相談センター 支援コーディネーター 黒木 和代 氏

日時：12月7日(月) 午後7時～9時 ※医療従事者向け  
場所：宮崎県医師会館(宮崎市和知川原1-101 ☎0985-22-5118)  
TV会議会場：都城・延岡・日向・児湯・西都・南那珂・西諸・西臼杵

1. **高次脳機能障害～社会的行動障害を中心に～**  
講師：神奈川リハビリテーション病院 リハビリテーション科  
第二リハビリテーション部長 青木 重陽 氏

日時：令和3年3月14日(日) 午後1時～4時30分  
場所：宮崎県総合保健センター5階 大研修室(宮崎市霧島1-1-2)

1. **高次脳機能障害**  
～医学的リハビリテーション・社会的行動障害に対する対応～(仮題)  
講師：東京慈恵会医科大学附属第三病院 リハビリテーション科  
診療部長 渡邊 修 氏
2. **制度利用と就労支援の実際(仮題)**  
講師：宮崎障害者職業センター 就労支援担当者
3. **高次脳機能障害～当事者からの講話～(仮題)**  
講師：当事者の方



\*開催につきましては、新型コロナウイルスの感染状況により変更の場合がありますのでホームページをご覧くださいか、お問い合わせをお願いします。

問い合わせ先 ☎0985-29-2556 担当：黒木・藤田